

基本的な方向

本校では、すべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との認識に立ち、「児童が安心して学習その他の活動に取り組む」ことができるよう、いじめ防止基本方針を策定した。いじめ防止のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を推進する。

いじめの防止からケアまで具体的な内容**1 いじめの防止に向けた取組**

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があると考え、全員を対象としたいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

(1) 児童自らによる、いじめについての自主的・自発的な取組

- ①相手の目を見て行う『さががけあいさつ』の取組
- ②各学級・学年における『にっこりみつけ（仲間のよいところ見つけ）』『にっこりことば（相手を思いやった優しい言葉）』を広げる活動への取組
- ③明るく過ごしやすい学校にするための各委員会による呼びかけ活動への取組
- ④『いじめ防止パンフレット』を活用し、いじめについての理解を深める学習への取組

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①『特別の教科 道徳』を要とする教育活動全体を通じた道徳教育の推進
- ②本校の地域性や実態に応じた体験活動の推進
 - ・心を豊かにする図書館教育の充実
 - ・縦割りグループでの遊びの企画を通してふれあいながら学ぶ活動
- ③人権に対する意識を高める『ひびきあいの日』の活動の充実
 - ・『思いやり、親切』に関わる内容項目の道徳授業の実施
 - ・さまざまな問題解決に向けた学級での取組
 - ・人権教育の観点を意識した授業についての職員研修の実施

(3) インターネット、携帯電話、スマートフォン等の使い方に関する情報モラル研修の実施**(4) 一人一人が参加し活躍できる、わかる授業づくり****2 いじめの早期発見に関わる取組**

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知できるよう努める。

- ①いじめを早期発見するためのチェック
 - ・担任その他職員による児童の観察
 - ・職員研修の実施
- ②アンケート等による定期的な調査
 - ・心のつぶやきアンケート（6月、10月、1月）
- ③教育相談の実施
- ④なんでも相談ポスト等による情報収集

3 学校におけるいじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに問題の解決にあたる。

(1) 問題の解決に向けた取組

- ①組織的対応『いじめ未然防止・対策委員会』の設置
- ②解決に向けた児童への支援
- ③保護者への適切な説明と支援
- ④学級、学年全体及び学校全体への働きかけ

(2) インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備**(3) 重大事態への対処（調査・措置）**

※関係機関との緊密な連携

4 当事者へのケアと継続的な指導

心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーもいじめ未然防止・対策委員会のメンバーとする。いじめられた児童が安心して、学習、その他の活動に取り組むことができるよう環境の確保にあたる。